

みだしのことについて、読谷村立幼稚園では令和 8 年度新入園児募集を下記のとおり行います。入園を希望する幼児の保護者は、小学校区域の幼稚園で手続きをするようご案内いたします。

記

1. 受付場所 … 各幼稚園（先に郵送した通知書に記入されています。）
2. 入園資格 … 令和 2 年 4 月 2 日生～令和 3 年 4 月 1 日生
3. 区 域 … 就園する区域は、原則として小学校区域とします。



※下記の必要な書類が漏れていないかご確認をお願いします※

対 象	必 要 な 書 類	チェック欄
全 世 帯	先に郵送した通知書「令和 8 年度 読谷村立幼稚園 5 歳児入園について（募集）」（はがき） ※はがきが届いていない場合は教育委員会 学校指導課までご連絡ください。	☐
全 世 帯	同封の「読谷村立幼稚園 入園願書」	☐
全 世 帯	同封の「教育・保育給付認定申請書」	☐
全 世 帯	一時預かり保育申請書 一時預かり保育に係る同意書 ※利用日数に応じた請求となります。 <u>利用希望有無に関わらず提出して下さい。</u>	☐
令和 7 年 1 月 2 日以降読谷村に転入した方 または 保護者の一方が村外在中の場合	① 本人確認できる書類 ・運転免許証やパスポート等 ② マイナンバーが確認できる書類 ・マイナンバーカード・マイナンバー通知カード ・個人番号記載の住民票の写し ※①②（両親の分）を「個人番号（マイナンバー）貼付書類」に貼り付け、園に備え付けの封筒に入れて提出	☐
母子・父子世帯	いずれかひとつ ・児童扶養手当証書の写し ・母子父子家庭等医療費受給者証の写し ・婚姻していないことがわかる父（母）の戸籍謄本 ※ひとり親であっても同居人がおり、事実婚とみなされる場合は、ひとり親世帯とはなりません	☐
生活保護受給世帯	被保護証明書（中部福祉保健所で発行） ※世帯全員が記載されているもの	☐
在宅障がい児（者）が同世帯にいる場合	いずれかひとつ ・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し ・特別児童扶養手当証書のいずれかの写し	☐
外国籍の方	2024 年 1 月から 12 月の収入が分かる書類（W 2 等）	☐

5. 一時預かり保育料（午後の預かり保育）については、基本的に有料となります（原則として、**口座振替**とする）。ただし、「保育の必要性の認定」を受けたお子様については、午前の教育に加え、午後の預かりが無償となります。

※幼児教育・保育の無償化については、次ページ「令和8年度 読谷村立幼稚園保育料について」をご確認下さい。

6. 一時預かり保育申請については、別添の「読谷村立幼稚園一時預かり保育について（お知らせ）」をご確認下さい。申請については、各幼稚園にて入園受付の際に受付します。

一時預かり保育申請受付後、「一時預かり保育決定通知書」を発行します。現時点で利用希望が無くても、突発的な利用に対応するため、申し込み時点での利用希望有無に関わらず、皆様に提出をお願いしております。

7. 保護者の都合（共働き等）により指定された園と違う幼稚園に通わせたい(就園変更)場合、手続きが必要になりますので 10月3日（金）までに学校指導課まで必ずご連絡ください（理由によっては変更できない場合もあります）。

◆お問い合わせ先◆

（書類等に関すること）こども未来課 保育所幼稚園係 TEL 098-982-9240

（就園変更に関すること）読谷村教育委員会 学校指導課 TEL 098-982-9230



令和8年度 読谷村立幼稚園保育料等について



午前の保育料はみんな無償（申請不要）！

一時預かり保育料（午後の預かり保育）が無償になるには、

『 申請が必要 』 トン！！

詳しくは下の方を確認してトン！

☆ 幼児教育・保育の無償化 ☆

- ◆幼稚園を利用する全ての子どもたちの午前の保育料が無償化されます（申請等の必要はありません）。
- ◆食材料費、日用品費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- ◆午前の教育と併せて、**午後の預かり保育を利用するお子様について、午後の預かり保育料が無償の対象となるためには、読谷村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**「保育の必要性の認定」申請については、教育・保育給付認定決定通知書等送付時に案内文書も同封（1月初旬）します。併せて、本村のホームページ及び広報誌にも掲載します。
- ◆**「保育の必要性の認定」を受けたお子様は、午前の教育に加え、午後の預かり保育の保育料が無償化されます。**

午後の預かり保育は、毎日利用する通年利用と、冠婚葬祭や急な用事等で緊急的に利用する臨時利用があります。午後の預かり利用料については、幼児が利用した各月の利用日数分とします。ただし、利用日数分の利用料が月の上限額を超えた場合は、月の上限額とします。

また、午後の保育時間は午後6時までです。

午後 一時預かり保育

階 層 区 分		推定年収	一時預かり利用料 （8月を除く月）		一時預かり利用料 （8月分）	
			月の上限額	日額	月の上限額	日額
第1階層	生活保護世帯	-	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯を含む）	～270万円	3,000円	200円	6,000円	400円
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	5,500円	300円	9,000円	450円
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円				
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～				

備考

8月（夏休み）は午前午後の終日保育になるため、通常月とは一時預かり保育料が異なります。

◆一時預かり保育料の切り替え時期について◆

保育料は、毎年 9 月に切り替え作業を行います。
 村民税の賦課決定が毎年 6 月になっていることから、4～8 月は前年度分の村民税額、9～3 月は当年度分の村民税額により保育料を決定します。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
保育料の 算定方法	※令和 7 年度の村民税額で算定					※令和 8 年度の村民税額で算定						

読谷村で県民税が課税されている方については、公簿（課税台帳）により課税状況を確認します。

村外からの転入の場合は、提出されたマイナンバーにより情報連携を行い、課税状況を確認します。

税の修正申告等により税額が変更になった場合は、該当する月に遡り保育料の変更を行います。この変更で生じた過不足分は調整（納入、充当、還付）となります。

※令和 7 年度の村民税額・・・・・・令和 6 年 1 月～12 月までの収入等を基に算定されます。
 ※令和 8 年度の村民税額・・・・・・令和 7 年 1 月～12 月までの収入等を基に算定されます。

